

お子さんの病気は、他の園児に移る恐れがある間は登園できないことになっております。下記の病名と診断された場合は、出席停止となり、欠席とはなりません。登園の際には、医師の治療証明書を持って登園させて下さい。

記

1. 麻疹（はしか）
2. 水痘（みずぼうそう）
3. 流行性耳下腺炎（おたふく）
4. 風疹（三日ばしか）
5. 百日咳
6. 咽頭結膜熱（プール熱）
7. ヘルパンギーナ
8. 手足口病
9. 伝染性膿痂疹（とびひ）
10. 溶連菌感染症
11. インフルエンザ（本人・家族）

*インフルエンザは発症後5日間は休んで下さい。

解熱後3日を経過してから出席できます。

※ その他、医師により伝染性の疾患と診断された場合も治療証明書が必要です。

※ 家族がインフルエンザに罹った場合は、治療証明書はいりません。また、在園児本人が既にインフルエンザに罹って完治し、その後ご家族の方が同型のインフルエンザに罹った場合は、通常通り登園して頂けます。

_____ キ リ ト リ _____

治 癒 証 明 書

_____ <み _____ 園児名 _____

病名【 _____ 】

出席停止期間 H _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ H _____ 年 _____ 月 _____ 日

（お手数ですが、医療機関でご記入をお願い致します。）

上記の病気は治癒しており、伝染の恐れがないことを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
医師